

# 友松会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は友松会と称し、本部を横浜市西区紅葉ヶ丘 53 番地 横浜市教育会館内に置く。

第2条 本会は神奈川県内各市、郡、区、横浜国立大学教育学部、東京都に支部を置き、必要に応じ他の道府県にも支部を置くことができる。また、卒業年度ごとに同期会を置く。

第3条 本会は会員相互の親睦と資質の向上を図り、母校の発展に貢献するとともに、教育振興など文化の向上に寄与することを目的とする。

## 第2章 組織

第4条 本会は神奈川県師範学校、神奈川県女子師範学校、神奈川師範学校、横浜国立大学学芸学部、同教育学部、同教育人間科学部の卒業生、学生およびそれらに付設された課程等の修了者、横浜国立大学大学院教育学研究科ならびに横浜国立大学教職大学院の院生および修了者をもって組織する。また、理事評議員会で適当と認めた者は会員とすることができる。

第5条 第4条に掲げた各学校の旧教員ならびに教育学部現教員を特別会員とする。

## 第3章 事業

第6条 下記の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦ならびに研修
- 2 会報の発行とホームページの更新
- 3 会員名簿の編集、管理
- 4 会員の福利厚生
- 5 会員の慶弔
- 6 母校への協力と支援
- 7 教育諸団体・各種企業との連絡と現場支援
- 8 研究、調査
- 9 その他本会の目的にかなった事業

## 第4章 役職員

第7条 本会に下記の役員等を置く。

- 1 役員  
会長 1名 副会長 8名（ブロックより1名、ただし横浜は2名）各部長 5名
- 2 監事  
監事 3名
- 3 理事  
理事、常任理事
- 4 評議員
- 5 支部長
- 6 同期会世話人代表 1名

第8条 役員等の選出は下記の通りとする。

- 1 会長、副会長、部長、監事は、理事評議員会で会員の中から選出する。
- 2 理事は各支部から各1名選出する。なお必要に応じ卒業年次を考慮し会長の委嘱する若干名を加えることができる。
- 3 常任理事は会長が、理事その他の会員の中から選出し委嘱する。
- 4 支部長、副支部長は、各支部内会員の互選とする。
- 5 評議員は各支部から各1名を選出するが、改選時の支部会員が100名を超えるごとに1名の増ができる。ただし、選出の上限は3名とする。なお必要に応じ、卒業年次を考

慮し会長の委嘱する若干名を加えることができる。

- 6 同期会世話人は各期ごとに選出する。
- 7 役職員の任期は3年とする。事情により交替のあった場合の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 役員等の任務は下記の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は各ブロックを統括し、会長事故あるときは職務を代行する。
- 3 監事は本会の業務ならびに会計を監査する。
- 4 理事、評議員、支部長は、理事評議員会に出席し、会務を審議する。
- 5 常任理事は会務を執行する。会務は総務、経理、弘報、研修、組織の5部とする。業務は会長が指示する。
- 6 支部長は支部を代表し、本部と支部の連絡を図る。副支部長は支部長を補佐する。
- 7 同期会世話人は同期会を組織し、会務を行う。
- 8 同期会世話人の中から代表1名を選出し、本部との連絡を図る。

第10条 本部に事務局を設け、事務局長ならびに必要な職員を置く。

事務局長は会務に関する事務を統括し、役員会、理事評議員会、総会等に出席する。

第11条 本会の名誉会長に、横浜国立大学教育学部長の職にある者を推挙する。また本会に功労のあった者を、顧問、相談役、参与として会長が推挙することができる。

## 第5章 会議

第12条 本会は、次の会議を開く。また、必要に応じ会長は臨時の会を招集することができる。

- 1 理事評議員会  
(1) 理事評議員会は、役員、理事、評議員、支部長で構成し、毎年1回開き、予算、決算、その他重要事項を審議し、決定する。  
(2) 理事評議員会は、構成員の過半数の出席により成立する。ただし、議長に委任状を提出した者は、出席者とみなす。  
(3) 理事評議員会の議決は、委任状を含む出席者の過半数で決定する。可否同数の場合は、議長の裁定に委ねる。
- 2 総会  
総会は、会員で構成し、毎年1回開き、会務、会計の報告、その他必要事項の処理および表彰等を行う。
- 3 役員会  
役員会は、役員で構成し、本会運営にかかわる重要事項を協議の上、理事評議員会に諮る。
- 4 常任理事会  
常任理事会は、役員および常任理事で構成し、各支部の活動の連絡調整を図る。
- 5 支部長会、支部総会  
(1) 支部長会は、役員および各支部長で構成し、原則年2回開き、友松会活動の充実、特に支部活動の充実を図る。  
(2) 支部長は、原則年1回の支部総会を開き、会務、会計の報告を行い、会員相互の親睦を図る。

## 6 同期会、同期会世話人会

- (1) 同期会は、各卒業期の会員で構成し、同期生相互の親睦を図るため、同期会世話人を選出する。
- (2) 同期会世話人会は、同期会の世話人で構成し、原則2年に1回開くものとする。

第13条 会長は、理事評議員会に諮ったうえで、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会は、その検討内容を理事評議員会に諮り、その目的を達成した時点で解散する。

## 第6章 会計

第14条 本会の経費は会員の会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第15条 会員は会費として年額 3,000円を納入する。そのうち納入者1名につき、500円を支部に還元し、支部活動の活性化を図る。ただし、入学時に2万円を前納した学生会員は、10年間の会費に充当する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 会則の改定

第17条 本会則は理事評議員会において改定する。

### 付 則

- 1 本会則を施行するに必要な細則は別に定める。
- 2 本会則は平成6年4月1日から施行する。
- 3 本会則の一部を改定する。  
平成20年4月1日、平成25年4月1日、平成27年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日改定

## ○慶弔細則

会則第6条5の慶弔細則を次の通り定める。

- 1 会員が90歳「卒寿」に達した場合は会費を免除し、総会において記念品を贈り長寿を称える。
- 2 本会に特に功績のあった者には、役員会の議を経て感謝状を贈る。
- 3 会員が死亡の際は、弔辞または弔電を贈り、弔意を表する。  
(但し、会費納入会員に限る)
- 4 弔辞(弔電)は、原則として支部長が施行し、事務局長に連絡する。
- 5 その他特に必要と認めた場合は、会長がこれを処理し、役員会の事後承諾を得るものとする。
- 6 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

## ○学生会員・院生会員に関する細則

会則15条の細則を次の通り定める。

- 1 学生会員は、入学時に、10年間の会費20,000円を納入した者で、本学大学院に進学した場合を含めて、10年間は会費を徴収しない。入学後10年以内に退会した場合、前納した会費は返却しない。なお、在学途中に入会した場合も、入会時ではなく入学時から10年間の前納会費とする。
- 2 院生会員については、他大学卒業生、または本学入学時に前納していない場合は、年会費2,500円を納入する。
- 3 学生会員は、友松会員としてさまざまな支援を受けることができる。

- 4 学生会員は、卒業後支部会員または個人会員として登録することで、10年間の会費免除の権利を有する。また、その選択を友松会事務局に報告する。
- 5 院生会員も修了後の所属支部又は個人会員の選択を事務局に報告する。
- 6 友松会事務局は、学生会員・院生会員からの報告に基づいて、所属支部に学生会員特例の継続と特例終了年度を伝える。
- 7 友松会事務局は、特例終了年度末に該当会員に連絡する。
- 8 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

## ○役員選考委員会細則

会則8条1の役員選考の細則を次の通り定める。

- 1 役員選考の事務を行うため、役員選考委員会(以下、委員会という)を設ける。
- 2 委員会の構成は次の15名とし、委員長・副委員長を互選する。
  - イ 各ブロック(横浜・川崎・半島・湘南・中・西湘・県央)ごとに1名の委員を選出する。
  - ロ 常任理事の各部から1名の委員を選出する。
  - ハ 理事の中から3名選出する。
- 3 委員会は委員長が招集し、次の事務を行う。  
会員の中より会長、副会長、部長、監事の候補者を選考し、理事評議員会に推挙する。
- 4 委員会は事務を処理するため、事務局長を書記に委嘱する。
- 5 この細則は平成30年4月1日から施行する。

## 友松会研究奨励金運営規定

[規定の名称]

本規定は友松会研究奨励金運営規定と称する。

[事業]

本規定に基づく事業は次の通りとする。

- 1 本会員の有益な研究・業績に基づき奨励する。
- 2 本規定に基づく事業は次のとおりとする。
  - ①松沢研究奨励賞を授与する。2件
- 3 受賞者の選考にあたっては、役員会で審議する。  
但し、受賞該当者がいない場合は、受賞者なしとする。

[研究奨励金の基金]

研究奨励金の基金は、次の基金を充てることとする。

- 1 松沢高次郎氏の遺志を顕彰するため、その後継者会員相沢義雄氏による基金
- 2 吉田太郎氏、水戸部正男氏、大浦美代氏の寄付金
- 3 基金に賛同された有志の寄付金

[細則]

- 1 対象は、友松会会員の個人、または、会員を中心とした団体とする。
- 2 他機関により同一事項について表彰を受けたことのないものとする。
- 3 受賞者には、賞状と記念品を贈呈する。

[付記]

本規定は平成25年4月1日より実施する。